

防災訓練実施結果報告書

原本部発第 2 6 7 号
令和 8 年 5 月 1 5 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 高松市丸の内 2 番 5 号

氏名 四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

宮本 喜弘

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称 及 び 場 所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3 番耕地 4 0 の 3	
防災訓練実施年月日	令和 8 年 2 月 6 日	令和 7 年 5 月 2 6 日～ 令和 7 年 1 0 月 2 4 日
防災訓練のために 想定した原子力災害 の 概 要	伊方発電所において、平日の通常勤務時間帯に外部電源喪失および蒸気発生器細管破損が発生。その後、全交流電源喪失となり、原子力災害対策特別措置法第 1 5 条事象に至る原子力災害の発生を想定。	別紙 2 のとおり
防 災 訓 練 の 項 目	総合訓練	要素訓練
防 災 訓 練 の 内 容	(1) 防災訓練 (2) 通報訓練 (3) AM訓練 (4) 緊急時対応訓練 (5) モニタリング訓練 (6) 原子力災害医療訓練 (7) 避難誘導訓練 (8) 緊急事態支援組織対応訓練 (9) その他	(1) 通報訓練 (2) 防災訓練（原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練）
防災訓練の結果の 概 要	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり
今後の原子力災害 対策に向けた改善点	別紙 1 のとおり	別紙 2 のとおり

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

1. 訓練の目的

本訓練は、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節 1. 社内における訓練」に基づき実施するものであり、以下の訓練目的および達成目標を定めて実施した。

(1) 訓練目的

【各拠点共通】

- a. 重大事故等の発生の想定においても、原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮することを確認する。
- b. 昨年度までの訓練結果を踏まえた、課題に対する改善活動の有効性を確認する。

【伊方発電所】

- c. 電子黒板システムを使用した新しい情報共有方法を確立する。
- d. 火災の連続発生時において、錯綜する情報を整理し、必要な情報を発電所外へ遅滞なく連携する力量を有していることを確認する。

【本店】

- e. 四国地域以外のメディアに対するプレス方法の検証を行う。
- f. 実動訓練の実績が少ない社外関係機関との情報連携により実効性を向上させる。

(2) 達成目標

【各拠点共通】

- a. 発生した事象に対して各所が速やかに災害対策本部を設置し、発電所が発信する情報を基に各所が定められた役割を果たすことで、連携して事象へ対処するとともに、社外への情報発信が遅滞なくできること。
- b. 昨年度訓練において抽出した課題に対する改善内容が有効に機能していること。

【伊方発電所】

- c. 昨年度運用を開始した電子黒板システムによる構内図の共有が、社内マニュアルへ定めた運用ルールに基づいて、情報共有の手段として有効に機能していること。
- d. 3連続で発生する火災に対し、所定の様式を使用して錯綜する情報を整理し、必要な情報を発電所外へ遅滞なく連携できること。

【本店】

- e. 首都圏地域（在京メディア）への広報を想定した Web を活用するプレス対応訓練を実施し、課題等の抽出ができること。
- f. 社外関係機関（WANO 東京センター（以下、「WANO-TC」という。）および JANSI）のリエゾンにプラント状況が把握できるための情報連携が適切にできること。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

2026年2月6日（金） 13時00分～16時30分

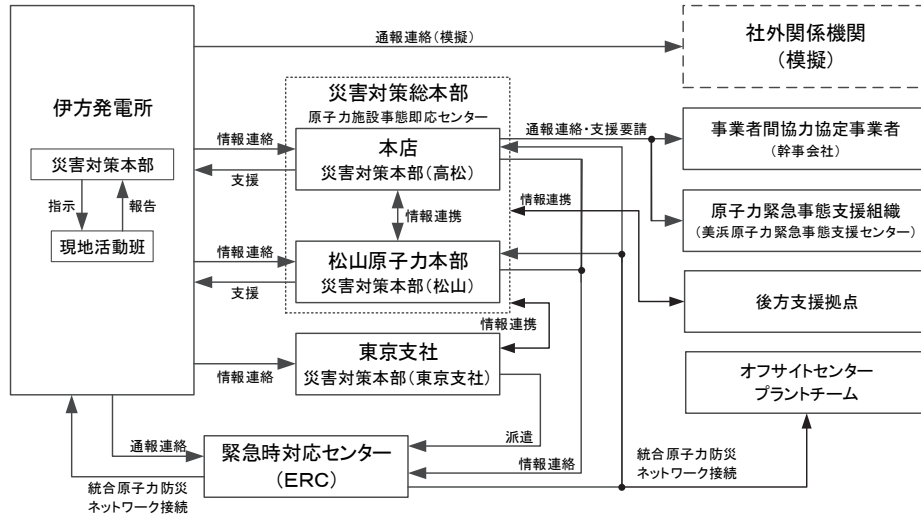
(2) 対象施設

伊方発電所 1、2、3 号機

3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制

訓練の実施体制は下図のとおり。



(2) 評価体制

- 社内評価者は、訓練対象者以外から選任し、伊方発電所、松山原子力本部、本店、東京支社およびオフサイトセンター（以下、「OFC」という。）の拠点に配置した。
- 伊方発電所（緊急時対策所および現場活動班）、松山原子力本部および原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）の計4か所にそれぞれ評価者を受け入れた。

<内訳>

伊方発電所（緊急時対策所）：九州電力
伊方発電所（現場活動班）：北陸電力、中部電力、関西電力
松山原子力本部：関西電力
ERC：北海道電力

(3) 参加人数

全体人数 234 名（うち、訓練者 179 名、評価者 37 名（コントローラと兼任含む）、
コントローラ 18 名）

<内訳>

伊方発電所：116 名（うち、訓練者 86 名、評価者 5 名、コントローラ 11 名、
コントローラ兼評価者 14 名）
松山原子力本部：56 名（うち、訓練者 46 名、評価者 7 名、コントローラ 3 名、）
本店：45 名（うち、訓練者 34 名、評価者 2 名、コントローラ 2 名、コン
トローラ兼評価者 7 名）
東京支社：6 名（うち、訓練者 5 名、評価者 1 名）
OFC プラントチーム：5 名（うち、訓練者 4 名、コントローラ 1 名）
ERC リエゾン：6 名（うち、訓練者 4 名、評価者 1 名、コントローラ 1 名）

(4) 訓練視察

伊方発電所および松山原子力本部に視察者を受け入れた。

a. 伊方発電所

他事業者による視察：4社 合計4名

<内訳>

・関西電力：1名、中国電力：1名、電源開発：1名、日本原燃：1名

b. 松山原子力本部

他事業者による視察：3社 合計3名

<内訳>

・関西電力：1名、電源開発：1名、日本原電：1名

4. 想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に発生した地震等を起因として、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。訓練は、シナリオ非提示型の形式にて実施し、コントローラがシナリオ進行に必要な状況付与を行った。

(1) 訓練の前提

a. 伊方発電所の状態

1号機 廃止措置中（使用済燃料全数取出）

2号機 廃止措置中（冷却告示）

3号機 通常運転中

b. 通信設備

NTT電話、携帯電話、PHS、ページング、インターホン等、全て使用可能

c. プラントパラメータ

ERSSおよびSPDS-Webにより訓練パラメータを各所へ連携

(2) 想定事象

○通常運転中の伊方発電所3号機において、震度6弱の地震により蒸気発生器細管からの漏えいが発生するとともに、再び発生した震度6弱の地震でプラントトリップ、外部電源が喪失する。その後、漏えい量が拡大し、蒸気発生器細管破損に至り、安全注入信号が発信する。更に、細管破損した蒸気発生器の主蒸気逃がし弁が開固着することにより、放射性物質の外部放出事象となる。（蒸気発生器細管破損＋減圧継続）

○続けて、非常用ディーゼル発電機のトリップおよび安全系母線の故障により安全系母線が全て停電する。（全交流電源喪失）

(3) 事象進展時系列（1、2、3号機）

時刻	発生号機	事象
13:00	1、2、3	地震発生（伊方町震度5強）
〃	3	地震影響によりタービン軸振動上昇
13:15	1、2、3	地震発生（伊方町震度6弱） 構内3箇所で土砂崩れ（斜面崩壊）によるアクセスルート阻害

時刻	発生号機	事象
〃	3	蒸気発生器 3 B 細管漏えい発生 R-15 および R-19 モニタは故障により指示値上昇無し
〃	1、2	変電所事故により 187kV 系送電線トリップ 66kV 送電線(予備変圧器経由)より受電
13:20	1	管理区域内にて作業員 3 名負傷 (全員汚染あり、重症 1 名/軽傷 2 名)
13:40	1、2、3	地震発生 (伊方町震度 6 弱)
〃	3	地震大にて原子炉トリップ 所外変電所事故により、500kV 系送電線トリップ 2 次系純水タンク本体から漏水 →漏水の影響でタンク傍の EL. 32m~EL. 10m 間の階段が通行不可
14:00	3	蒸気発生器 3 B 細管漏えい量拡大 →手動安全注入
14:10	3	主蒸気逃がし弁 3 B 開固着 主蒸気逃がし元弁 3 B 閉不能 ⇒ [14:13] S E 4 2 判断 ※
14:35	1、2、3	S A 資機材置き場で火災
14:40	3	非常用ディーゼル発電機 3 A トリップ (過速度)
14:41	1、2、3	消防自動車使用不可 (人為的ミス)
14:45	3	集合作業場にて火災発生
14:47	3	タービン動補助給水ポンプの振動上昇
14:52	3	モニタリング隊員 1 名体調不良
15:05	1、2、3	こちわき食堂にて火災発生
15:10	3	非常用ガスタービン発電機から 6-3C 母線へ給電不可 (52EG3C しゃ断器動作不能)
15:13	3	EL. 10m 資機材保管コンテナ開放不可
15:15	3	非常用ディーゼル発電機 3 B トリップ (過電流) 6-3D 母線故障(短絡) ⇒ [15:17] G E 2 1 判断 ※
15:36	3	特重施設による炉心注水および RCS 減圧開始
15:45	3	主蒸気逃がし元弁 3 B 閉止成功
15:46	3	特重施設による炉心注水停止
16:00	3	号機間融通による給電開始 (6-3C 母線)

※最初に判断した S E、G E のみ記載。

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

以下の要素訓練を組み合わせた総合訓練として実施した。

(1) 防災訓練

- (2) 通報訓練
- (3) AM訓練
- (4) 緊急時対応訓練
- (5) モニタリング訓練
- (6) 原子力災害医療訓練
- (7) 避難誘導訓練
- (8) 緊急事態支援組織対応訓練
- (9) その他
 - a. 原子力事業所災害対策支援活動訓練
 - b. オフサイトセンタープラントチーム活動訓練
 - c. 広報活動訓練

7. 訓練結果の概要および評価

- (1) 防災訓練
 - a. 訓練内容

放射性物質の放出を伴う事象を想定し、非常体制を発令し、原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、活動を行う。
 - b. 評価基準

非常体制の発令や災害対策本部の体制確立を滞りなく実施できていること。また、各機能班が社内規定に定める役割を滞りなく実施し、各拠点の災害対策本部が有効に機能していること。
 - c. 評価結果

以下の各拠点における評価結果から、各拠点の災害対策本部は今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

 - (a) 伊方発電所

災害発生時における非常体制の発令および移行について、発令時刻と共に宣言しており、原子力防災管理者による各総括の指名、各総括による各班長の指名、および各班長による要員確認についても速やかに実施していた。また、非常準備体制発令に伴う緊急時対策所(EL. 32m)への移動時には、総合事務所緊急時対策所に一部の要員を残して事象対応を継続し、移動の最中に発生した事象にも対応できていた。

また、緊急時対策所では伊方発電所の調査復旧班および総務班は電子黒板システムを使った構内図の作成を行い、アクセスルートや建物の健全性、発電所構内の避難状況および火災の情報を随時入力していた。これにより、情報が錯綜する状況においても必要な情報をリアルタイムでかつ視覚的に分かりやすく社内拠点と共有することができていた。

本訓練における初発SEは、当社の総合訓練では初のSE42「2つの障壁の喪失または喪失の恐れ」であったが、破損した蒸気発生器の隔離ができず減圧継続となった際、運転班が条件成立を確認し、防災管理者に報告することで、正確にSE42が判断された。他の場面においても、正確な状況把握による速やかなEAL判断がされており、訓練シナリオ上の全ての該当EALについて、誤りなく、訓練前に設定した標準時間よりも早く判断することができた。

以上より、伊方発電所の災害対策本部は、今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

(b) 松山原子力本部

災害発生時に、遅滞なく災害対策室に参集し、各体制を発令して連絡本部および災害対策本部を設置、体制の移行を実施した。これにより、非常体制の発令や災害対策本部の体制確立が滞りなく実施できていた。

各機能班は、TV会議システム等を活用して発電所の状況を正確に把握し、本部内での情報共有に加え、情報連絡メモを活用してERC対応班へ情報連携した。

原災法第10条事象および同法第15条事象発生時には、ERCプラント班からの会議招集に対して速やかに対応し、会議では事象の概要および今後の方針について簡潔に説明した。

ERC対応班はERCプラント班に対して、EAL、事故・プラント状況等をCOPやSPDS-Web等の情報共有ツールを活用して遅滞なく説明した。昨年度課題であった特重施設に関する情報連携も、資料を使いわかりやすい説明に努めていた。

以上より、災害対策本部（松山）は、今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

(c) 本店

災害発生時に遅滞なく参集し、各体制を発令して連絡本部および災害対策本部を設置するとともに、体制の移行を適切に実施できていた。

各機能班の活動においても、原子力緊急事態支援組織（以下、「支援組織」という。）、他の原子力事業者および原子力安全研究協会への通報・支援要請等を行うなど、災害対策本部の運用に関する社内規定に基づいて各機能班が実施すべき役割を的確に実施していた。また、首都圏地域への広報を想定し、Webを活用したプレス対応訓練を実施して改善点を抽出した。さらに、実動訓練の実績が少ない社外関係機関（WANO および JANSI）との協働訓練を行い、情報連携の実効性を確認した。

以上より、災害対策本部（高松）は、今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

(d) 東京支社（ERCリエゾン含む）

災害発生時に、遅滞なく参集し、各体制を発令して連絡本部および災害対策本部を設置、体制の移行を実施したことから、非常体制の発令や災害対策本部の体制確立が滞りなく実施できていた。

各機能班は、TV会議システムやCOP等を活用して発電所の状況を正確に把握し、東京支社内での情報共有ができていた。

以上より、災害対策本部（東京支社）は、今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

ERCリエゾンは、ERCプラント班に対しERC備付資料を的確に提示するとともに、災害対策本部（松山）等から連携されたCOP、書画、時系列資料をERCプラント班へタイムリーに配布できていた。また、ERCプラント班から質問があった場合は、ERC対応班と連携し回答するとともに、ERCプラント班の意向や要望を正しく伝達することができていた。

以上より、ERCリエゾンは、今回の想定事象に対して有効に機能しており、原子力災害に対する活動が定着していると評価する。

(2) 通報訓練

a. 訓練内容

発電所における原子力災害等の異常事象の発生を想定し、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、連絡責任者および連絡当番者による通報連絡に係る活動を行う。

b. 評価基準

原子力災害の発生について、原子力防災管理者からE R Cへの通報連絡および社内関係各所への情報連携が滞りなく実施できていること。

c. 評価結果

全てのE A L通報において、E A L判断からF A X送信までの所要時間は目標の15分以内(最大で10分)であり、後追い連絡を確実に実施していた。

第25条報告による発生事象と対応の概要等の報告については、初報を原災法第10条事象判断から42分後、以降は全交流電源喪失が30分間継続した時点および号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通により安全系母線への給電を再開した時点の計3回実施した。

昨年度の総合訓練において抽出された課題については、全交流電源喪失となった際に、25条報告の通報F A Xの添付様式において「S B Oにより監視不能」と排気筒ガスモニタが監視不能となった理由を記載できていた。

以上より、伊方発電所の情報連絡班は、E R Cへの通報連絡および社内関係各所への情報連携を滞りなく実施できており、通報連絡対応が定着していると評価する。

(3) AM訓練

a. 訓練内容

アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員による活動を行う。

b. 評価基準

全交流電源喪失状態から炉心損傷に進展する事象を想定し、発電所の原子力防災要員がプラント状況の把握や事象進展予測といったアクシデントマネジメント活動が実施できていること。

c. 評価結果

伊方発電所の運転班は、事故拡大防止に必要な戦略の立案、その操作影響の検討および戦略の選択について根拠をもって実施していた。戦略の決定においては、各災害対策本部や炉主任の意見も集約し十分な検討が実施できていた。また、伊方発電所の災害対策本部で決定された戦略は、運転班により当直長へ情報連携していた。

伊方発電所の技術支援班は、破損側蒸気発生器が減圧継続となった際、保守的な被ばく評価を実施し、放射線防護具の着用基準に達しないことを確認するとともに、その情報は伊方発電所の災害対策本部の各機能班要員により速やかに現場へ周知された。また、事象進展解析結果(C O P - 5)を受け、この状態から補助給水および炉心注水の機能が喪失したと仮定した場合の炉心損傷に至るまでの時間等の情報を共有した。

全交流電源喪失となった際は、災害対策本部(松山)にて、補助給水が喪失し、事象緩和のために実施する対応が全て失敗する厳しい条件で事象進展解析を行い、最悪の場合を想定した炉心損傷および格納容器破損までの時間を予測できていた。また、伊方発電所の技術支援班は、事象進展解析の進捗を示すため、災害対策本部(松山)における解析作業の開始および終了予定に関する情報についても、社内の各拠点に周知していた。

以上より、アクシデントマネジメント活動が定着していると評価する。

(4) 緊急時対応訓練

a. 訓練内容

全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員による活動を行う。

b. 評価基準

発電所の原子力防災要員による全交流電源喪失事象発生等の事象進展に応じた電源確保活動等が滞りなく実施できていること。

c. 評価結果

伊方発電所の水源確保班は、中型ポンプ車による補助給水タンク補給の準備作業において、伊方発電所の災害対策本部と密に情報連携するとともに、定められた社内マニュアルに従って活動し、目標時間内に作業を完了した。また、悪天候の想定に対してクレーン使用前の風速確認を行い、手すりの使用および車両荷台での作業時の3点支持昇降など、安全に配慮した対応が実施できた。作業で使用するホースが保管された資機材コンテナが開放不可となるマルファンクションに対しては、状況を伊方発電所の災害対策本部に連絡するとともに、別のコンテナから同型のホースを確保するなど、今年度の訓練で設定した事象進展に応じた活動を滞りなく実施できていた。

以上より、緊急時対応が定着していると評価する。

(5) モニタリング訓練

a. 訓練内容

空間線量当量率測定用サーベイメータや汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時のモニタリング訓練等を行う。

b. 評価基準

発電所の技術支援班は事象進展に応じた敷地内のモニタリング活動、モニタリングポストの監視および気象情報の収集が滞りなく実施できていること。

c. 評価結果

伊方発電所の技術支援班は、敷地内のモニタリング活動、モニタリングポストの監視および気象情報の収集を目標時間内に完了した。悪天候で、夜間にかけて風が強まるとの想定に対し、雨具・防寒着を着用し、可搬型モニタ設置時には固定用ブロックを用いた転倒防止処置を行うなど適切な対応ができていた。可搬型モニタ設置作業中、モニタリング隊要員の1名が体調不良となるマルファンクションに対して、モニタリング隊長は速やかに作業を中断し、体調不良者への対応を適切に行った。また、伊方発電所の技術支援班はパトロールを終えた要員を融通してモニタリング隊の活動を再開する判断ができていた。

以上より、伊方発電所の技術支援班は、敷地内のモニタリング活動、モニタリングポストの監視および気象情報の収集を滞りなく実施できていると評価する。

(6) 原子力災害医療訓練

a. 訓練内容

管理区域内で汚染を伴う傷病者が発生したことを想定して、傷病者の搬出、汚染の除去および応急処置等の訓練を行う。

b. 評価基準

発電所の原子力防災要員による傷病者の搬出、汚染の除去および応急処置等が滞りなく実施できていること。

c. 評価結果

傷病者の管理区域内からの搬出や応急処置の訓練では、管理区域内で傷病者が3名同時発生する事象を総合訓練では初めて実施した。伊方発電所の総務班は、当直長から傷病者の発生および救急車要請を行った旨の報告を受け、応急救護隊に対して直ちに現場へ出動するよう指示し、応急救護隊は速やかに現場へ移動することができた。

総務班および応急救護隊は、傷病者記録用紙を使用して各傷病者の情報を収集し、搬送に必要な情報を整理するとともに、重症者を優先して搬出する判断を実施できていた。また、放管要員の指示のもと、タイベック等の装備を着用し、ポリシートでの養生、汚染傷病者の止血処置および拭き取りによる除染を行うなど、汚染傷病者の対応が適切に実施できた。

さらに、総務班は傷病者の搬送先調整の結果を速やかに応急救護隊に連携するとともに、公設消防救急隊や搬送用社有車との合流場所を具体的に指示していた。応急救護隊は救急車および社有車に同乗する者を選定するとともに、傷病者の症状を確認しながら合流地点に向かうなど、搬送の対応が適切に実施できていた。

以上より、伊方発電所の原子力防災要員による傷病者の搬出、除染および応急処置等は滞りなく実施できており、汚染傷病者対応が定着していると評価する。

(7) 避難誘導訓練

a. 訓練内容

見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

b. 評価基準

発電所構内および当社PR館の見学者に対する避難誘導が適切に実施できていること。

c. 評価結果

伊方発電所の報道班は、発災時に伊方発電所構内および当社PR館内の見学者に対する避難誘導を適切に実施した。また、悪天候の想定であったが、報道班長からPR館長への避難指示に天候を考慮した指示をすることで、PR館長は初動対応を冷静に行えることができた。報道班長は構内見学者の安全のため見学を中止し見学バスへ移動するよう指示するとともに、暖房が使用できる見学バス車内で待機させる判断をするなど適切な対応ができていた。

報道班、PR館長および発電所構内見学スタッフの情報連携は適切に行われており、見学者やPR館スタッフの安否や避難に関する情報は適宜共有されていた。

以上より、伊方発電所の報道班は、避難誘導対応が定着していると評価する。

(8) 緊急事態支援組織対応訓練

a. 訓練内容

支援組織との連携について、災害対策本部（高松）の原子力防災要員および災害対策要員による活動を行う。

b. 評価基準

支援組織に対して災害状況の連携および支援要請が適切に実施できていること。

c. 評価結果

第一種非常事態発生時において原災法第10条に基づく通報連絡を実施した旨を速やかに美浜原子力緊急事態支援センターに連絡できており、その後の第二種非常事態発生時におい

ても原災法第15条に基づく通報連絡を実施した旨を速やかに連絡できていた。

また、原子力防災管理者から支援組織への支援要請の連絡を受けて、速やかに美浜原子力緊急事態支援センターに支援の要請を実施し、その旨を社内関係者に連携できていた。

以上より、災害対策本部（高松）は、支援組織への支援要請対応が定着していると評価する。

（9）その他

a．原子力事業所災害対策支援活動訓練

（a）訓練内容

第一種非常事態発生後の原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げに向けた初動対応、および原子力事業所災害対策支援拠点と支援関係窓口である本店関係箇所等との情報連携を行う。（要員の原子力保安研修所への移動は模擬とし、本店にて原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げに向けた初動対応を行う。）

（b）評価基準

第一種非常事態発生後の原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げに向けた初動対応が滞りなく実施でき、原子力事業所災害対策支援拠点の運営に必要な情報連携が本店関係箇所等と実施できていること。

（c）評価結果

第一種非常事態発生後、支援拠点統括責任者の指示により支援拠点運営要員は災害対策本部（高松）に参集し、速やかに原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げに向けた初動対応を滞りなく実施できた。本店関係箇所等とは、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げに向けた対応および発電所における災害の進展に伴う支援活動について適宜情報連携できていた。また、事業者間協力協定に基づく先遣隊および美浜原子力緊急事態支援センターに対して、発電所の災害状況や道路状況等について適宜連絡を実施できていた。

以上より、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ対応が定着していると評価する。

b．オフサイトセンタープラントチーム活動訓練

（a）訓練内容

オフサイトセンター配備の統合原子力防災ネットワークに接続している通信機器および社内通信機器にて情報収集し、会議資料を作成する。

（b）評価基準

作成した会議資料に、必要な事項が正確に記載できていること。

（c）評価結果

オフサイトセンターのプラントチームによるセンター内での情報収集・共有、会議資料作成の対応訓練を実施した。プラントチームは、ERCと災害対策本部（松山）との情報共有内容の確認、社内時系列システムおよび通報連絡文の内容確認により情報を入手してプラント状況を把握・センター内で情報共有するとともに、オフサイトセンターの総括班（模擬）の要請を受け、各会議資料を作成していた。事業者ブースにおけるテレビ会議システムの傍聴時には、無線イヤホンを使用することで、機微な情報の拡散防止やブースの静粛性維持に努めた。会議資料の作成においては、事象の時系列、事故収束対応の状況およびその他情報（傷病者の対応状況等）を誤りなく、正確に記載していた。また、ERSSの表示端末により各パラメータを確認することで、プラント周辺の放射線量や気象情報を含むプラント情報

を収集した。

以上より、オフサイトセンタープラントチームは、情報収集対応が定着していると評価する。

c. 広報活動訓練

(a) 訓練内容

災害発生後に社外へ向けた災害対応に係る広報活動を行う。

(b) 評価基準

社外への災害対応に係る情報発信ができていること。

(c) 評価結果

首都圏地域への広報を想定し、Web を活用したプレス対応訓練を実施した。発電所の被災状況に応じたプレス資料を作成したうえで、実際の記者および他原子力事業者（中国電力）が参加した模擬記者会見を行い、被災状況を一般の方にも伝わりやすい表現を用いて説明し、記者からの質疑に対応できた。また、模擬ホームページへのプレス資料掲載も遅滞なく実施した。

以上より、各災害対策本部の報道班は、社外への災害対応に係る情報発信ができており、広報活動が定着していると評価するが、プレス対応訓練において、外部に放射性物質が放出されているときの広報対応について改善点を抽出した。【10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点 参照】

8. 過去の訓練を踏まえた改善活動の確認結果

前回の総合訓練（令和7年1月31日実施）において確認された問題について改善を図り、改善内容が有効に機能していることを確認した。

課題①：E R Cへの特重施設に関する戦略説明の改善	
問題	○最悪の事態を想定した場合の戦略（特重施設の活用）説明が不足し、プラントの対応状況について前広な情報共有ができていなかった。
改善内容	○D B設備により対応可能なプラント状態（設計基準事故を超えない状態）においては、特重施設による炉心注水や電源復旧が戦略の選択肢とはならないが、社内マニュアルに基づき特重施設自体の準備操作に着手すれば、C O P－1の様式にある「備考欄」に記載する運用とし、社内マニュアルに定めた。 ○特重施設の準備操作に着手した場合は、E R Cプラント班へ準備操作の状況を適宜説明するとともに、特重施設を使用する可能性があることを説明する運用とし、社内マニュアルに定めた。
検証方法	○特重施設による炉心注水や電源復旧が戦略の選択肢とはならない時間帯における特重施設の準備状況をC O P－1に明記できているか、評価者の訓練観察により検証した。 ○特重施設による炉心注水や電源復旧が戦略の選択肢とはならない時間帯における特重施設の準備状況の説明がE R Cプラント班へ適切にできるか、評価者の訓練観察により検証した。
評価	○C O P－1は事象の進展に合わせて適宜更新され、特重設備の準備状況や設備の使用状況についても適切に明記されていた。特重施設による炉心注水や電源復旧が戦略の選択肢とはならない時間帯にC O P－1は6回更新されており、そのいずれのシートにおいても特重施設の準備状況が明記されていた。 ○特重施設による炉心注水や電源復旧が戦略の選択肢とはならない時間帯における特重施設の準備状況について、C O P－1および別途作成した説明図を用いた説明を実施し、E R Cプラント班へ適切かつ十分な説明が実施できた。 以上のことから、E R Cへの特重施設に関する戦略説明の改善がされていると評価する。

課題②：通報FAXにおける全交流電源喪失時の排気筒ガスモニタ指示欄の表記改善	
問題	○通報FAX第11報の添付において、排気筒ガスモニタ値の欄に「監視不能」のみ記載していたが、当記載ではその原因が伝わらず、対策の要否も伝わらない状態であった。
改善内容	○第25条報告の添付様式「応急措置の概要」における排気筒ガスモニタの指示値欄へ、監視不能となった理由を記載するよう社内マニュアルを改正した。 ○上記マニュアル改正後、変更の経緯も含め、連絡当番要員、原子力総合防災訓練（国防災訓練）の訓練者および本総合訓練参加者に対して周知を実施した。
検証方法	○全交流電源喪失により、排気筒ガスモニタが監視不能となる訓練シナリオとし、伊方発電所の情報連絡班は、通報FAXの排気筒ガスモニタの指示値欄へ、監視不能となった理由を記載できているか評価者の訓練観察により検証した。
評価	○プラントが全交流電源喪失となっていた期間において、伊方発電所の情報連絡班は合計4報の通報FAXを送信しており、その中のいずれの排気筒ガスモニタの指示値欄にも、「SBOにより監視不能」と全交流電源喪失により監視不能であることを記載していた。 以上のことから、通報FAXにおける全交流電源喪失時における排気筒ガスモニタ監視不能時の表記の改善がされていると評価する。

9. 訓練の総合評価

下記に示す「達成目標に対する評価」および「シナリオに応じた評価」を踏まえ、訓練の目的は達成することができたと評価する。

（1）達成目標に対する評価

達成目標に応じた評価項目を定め、期待する対応ができていないかを評価した。

【各拠点共通】

達成目標	評価結果
a. 発生した事象に対して各所が速やかに災害対策本部を設置し、発電所が発信する情報を基に各所が定められた役割を果たすことで、連携して事象へ対処するとともに、社外への情報発信が遅滞なくできること。	・「7. 訓練結果の概要および評価」のとおり、各拠点とも事象発生後は速やかに災害対策本部を設置し、発電所が発信する情報を基に、それぞれ定められた役割を実施したことで、連携して事象に対処することができた。通報連絡や広報活動等による社外への情報発信についても遅滞なく実施できていたことから、目標は達成されたと評価する。
b. 昨年度訓練において抽出した課題に対する改善内容が有効に機能していること。	・「8. 過去の訓練を踏まえた改善活動の確認結果」より、目標は達成することができたと評価する。

【伊方発電所】

達成目標	評価結果
c. 昨年度運用を開始した電子黒板システムによる構内図の共有が、社内マニュアルへ定めた運用ルールに基づいて、情報共有の手段として有効に機能していること。	・社内マニュアルに基づき、構内図にアクセスルートや建物の健全性、避難状況および火災情報を随時入力することで情報をリアルタイムでかつ視覚的に分かりやすく社内拠点と共有できていたことから、目標は達成されたと評価する。
d. 3連続で発生する火災に対し、所定の様式を使用して錯綜する情報を整理し、必要な情報を発電所外へ遅滞なく連携できること。	・3連続で発生する火災に対して、速やかに公設消防に通報するとともに、火災毎に必要な情報を様式にまとめることで正確に情報の収集および整理ができていた。これらの情報を時系列システムや構内図に随時入力することで発電所外の社内拠点と共有できていたことから、目標は達成されたと評価する。

【本店】

達成目標	評価結果
e. 首都圏地域（在京メディア）への広報を想定したWebを活用するプレス対応訓練を実施し、課題等の抽出ができること。	・Webを活用したプレス対応は問題なく実施できていた。また、外部に放射性物質が放出されているときの広報対応について改善点を抽出することができたことから、目標は達成されたと評価する。【抽出した課題については、10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点 参照】
f. 社外関係機関（WANO-TC）および JANSI のリエゾンにプラント状況が把握できるための情報連携が適切にできること。	・WANO および JANSI のリエゾンからの要請に応じて、プラント状況の把握に必要な情報および資料を連携できていた。また、WANO および JANSI からの問い合わせに対して適切に対応できていたことから、目標は達成されたと評価する。

(2) シナリオに応じた評価

シナリオの展開に応じた評価ポイントを定め、期待する対応ができているかを評価した。設定したいずれの評価ポイントにおいても、期待した対応が実施できていたことから、状況に応じた適切な判断能力および対応能力を有していると評価する。シナリオの展開に応じた評価ポイントのうち、対応能力向上の幅を広げるために設定した、臨機な対応または戦略の決定に関するものと、その結果の抜粋は以下のとおり。

シナリオの展開に応じた評価ポイント(抜粋)	主な確認項目	結果
<u>悪天候（雨天、強風）</u> ○今後予想される雨・強風による影響の検討ならびに必要な対応ができているか。	人身安全 臨機な対応	良 伊方発電所のいずれの現地活動班でも風雨に注意するよう指示があり、適切な装備で安全に配慮した活動がされた。水源確保班はクレーン使用前に風速を確認した。初期消火班は火災拡大を警戒しながら消火活動を行った。モニタリング隊は可搬型モニタ転倒防止対策を実施した。
<u>モニタ故障を伴った蒸気発生器細管漏えい</u> ○各モニタの健全性確認が指示できているか。 ○R-65B に対する鉛遮へいの挿入と引抜が指示できているか。 ○サンプリングを早期に指示できているか。	戦略の決定	良 伊方発電所の災害対策本部は、各モニタの簡易健全性確認および鉛遮へいの挿入と引抜を当直長に指示した。また、調査復旧班員に各モニタの健全性確認を、技術支援班員にサンプリングを早期に指示した。
<u>3つのアクセスルート阻害</u> ○現場の状況および今後の作業見込み等を総合的に勘案して、アクセスルート復旧の優先順位を判断できているか。 ○通行止・再開(見込み)の情報を共有できているか。	情報共有 戦略の決定	良 伊方発電所の災害対策本部は、現場周辺の安全の状況、作業見込み時間や湧水情報などの現場の状況を現場要員から聞き取り、情報を総合的に勘案して、アクセスルートの復旧順位を決定するとともに、その復旧の情報を発話および構内図で共有した。
<u>2次系純水タンクからの漏水</u> ○2次系純水タンク傍の階段を使用せず、別の場所の耐震階段を通行することを周知できているか。	情報共有 臨機な対応	良 伊方発電所の災害対策本部は、歩行者の安全のため2次系純水タンク傍の階段を使用せず、耐震階段を通行することを周知した。
<u>モニタリング隊員1名体調不良</u> ○現場で作業中断を判断するとともに、体調不良者への対応が適切に対処できているか。 ○中断時の作業の進捗、現在の資機材の状況が報告できているか。	臨機な対応 戦略の決定	良 モニタリング隊長は、作業を中止し、体調不良者を休憩所へ連れて行くとともに、本部に状況を報告した。伊方発電所の災害対策本部は、炉心の冷却

シナリオの展開に応じた評価ポイント(抜粋)	主な確認項目	結果
○配員検討のため、放管要員が従事する他の作業の状況を確認しているか。 ○可搬型モニタ設置の緊急性を鑑み、作業再開の方針を判断できているか。		が確保され燃料の健全性に影響がない状況をふまえて、パトロールを終えた要員を融通してモニタリング隊の活動を再開することを判断した。
<u>SA 資機材置き場にて火災発生</u> ○消火活動による避難ルートの制限を踏まえて、構外避難の方針を決定し、周知できているか。	情報共有 臨機な対応	良 伊方発電所の災害対策本部は、消火活動中は構外避難ルートが通行不可となることを周知するとともに、別の守衛所のゲート開放を指示した。
<u>消防自動車使用不可（人為的ミス）</u> ○現場は本部に消防自動車を使用不可となった情報の共有ができていないか。 ○早期に別の消防自動車の手配に動けるか。 ○実際の各スイッチの状態を確認し、車両主電源スイッチの誤操作を特定することができるか。 ○同様の誤操作を起こさないよう注意喚起できるか。	情報共有 臨機な対応	良 初期消火班は消防自動車を使用不可となったことを報告するとともに、代替の消防自動車を手配し、隊員への聞き取りや車内スイッチの状況から故障の原因が人為的ミスであることを特定した。また、代替の消防自動車を使用する際、初期消火班員に対し確実な操作を行うよう注意喚起した。
<u>タービン動補助給水ポンプの振動上昇</u> ○手順書の判断基準に先行して、蒸気発生器代替注水ポンプの準備が判断できているか。	情報共有 臨機な対応	良 伊方発電所の災害対策本部は、補助給水ポンプのバックアップ手段として蒸気発生器代替注水ポンプの準備を指示した。
<u>EL. 10m 資機材保管コンテナ開放不可</u> ○作業が遅れることを報告できているか。 ○代替の資機材保管場所を特定できているか。 ○資機材の適切な運搬方法・運搬ルートを判断しているか。	情報共有 臨機な対応	良 水源確保班長は、作業が遅れることを速やかに報告した。また、知識として把握していた別の資機材保管場所（屋外 32m）に向かい、通行可能なルートで資機材を車両運搬した。
<u>こちわき食堂にて火災発生</u> ○消火活動中の避難者の移動は海側に並行するアクセスルートやその横の歩道を選択できているか。	臨機な対応	良 伊方発電所の災害対策本部は、避難で使用する計画した海側アクセスルートに影響がないことを確認した。
<u>非常用ガスタービン発電機から 6-3C 母線へ給電不可（52EG3C しゃ断器動作不能）</u> ○供給ラインの異なる号機間ケーブルを使用した号機間融通を指示できるか。 ○1、2号機が 66kV 受電の場合、号機間連絡には負荷制限が生じることを理解できているか。	戦略の決定	良 伊方発電所の災害対策本部は、非常用ガスタービン発電機からの給電に失敗した際、速やかに当直長へ号機間融通を指示した。その際、事務局想定よりも早い段階で不要負荷の切り離しおよび負荷制限を指示した。

シナリオの展開に応じた評価ポイント(抜粋)	主な確認項目	結果
<u>特重施設による炉心注水</u> ○保有水が確保されている間は、炉心注水を待って漏えいを低減する判断ができていないか。 ○漏えい量を低減するため特重注水の流量調整が検討できているか。 ○1次冷却材圧力を上昇させないことに加えて、特重注水設備の健全性等を総合的に検討して、炉心注水停止の条件が検討できているか。	戦略の決定	良 伊方発電所の災害対策本部は、代替の炉心注水は1次系の圧力を上昇させ、漏えい量が増加するおそれがあることから、特重施設による注水は準備完了後すぐではなく、炉心冷却が維持される範囲で加圧器水位が低下してから開始することを判断した。また、圧力上昇を抑制するための流量調整が可能であることを確認し、頻繁な注水停止を行わないことを指示した。

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

集約した気付き事項を整理して以下の問題を確認し、改善点を検討した。今後、各訓練において改善策の検証を行い、有効性を確認していく。

(改善点) 外部に放射性物質が放出されているときの広報対応【7. 訓練結果の概要および評価(9)

c. (c) 参照】

問題	○記者会見において、放射性物質が建屋内に留まっているのか、大気中に放出されたのか即時、明確に回答できていない場面があった。
原因	○放射性物質の外部放出の有無など、記者会見時に最優先で説明すべき事項がマニュアル等で明確化されておらず、広報資料作成者は、即答が必要な質問への回答を目立たせるなど、情報の軽重をつけた資料作成ができていなかった。また、資料の重要点を記者会見対応者に認識させるステップがマニュアル等に定められておらず、広報資料作成者から重要点を伝える機会が確保できなかったことから、記者会見対応者は外部放出という重要点の説明を優先できていなかった。 ○本店での広報対応訓練の実施は今回が初めてで、参加者の多くは通常の広報対応の経験はあるものの、原子力災害時の広報経験が浅く、原子力災害時には重要点を絞った迅速な情報提供が必要であることを十分に認識していなかった。
改善内容	○記者会見において最優先で説明すべき事項(外部放出の有無、住民への影響など)を広報資料に反映したうえで、記者会見前に広報資料作成者も含めた事前確認(ブリーフィング等)を実施して重要点の共有を行う運用とし、その旨を社内マニュアルに定める。 ○本店においても引き続き記者会見対応訓練を実施していくことで、原子力災害時の広報に関する知識・経験の蓄積と要員の習熟度向上を図る。

以上

防災訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 訓練の目的

本訓練は、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節 1. 社内における訓練」に基づき実施するものであり、手順書の適応性や必要な要員・資機材、改善活動の検証を行い、対応能力の向上および手順の習熟を図る。また、訓練を通して得られた課題および良好事例について、改善または普及を図ることを訓練の目的とした。

2. 対象期間および対象施設

(1) 対象期間

2025年5月26日（月） ～ 2025年10月24日（金）

(2) 対象施設

伊方発電所1、2、3号機

3. 実施体制、評価体制および参加人数

(1) 実施体制

「添付資料」のとおり。

なお、通報訓練の訓練者は、訓練経験の少ない者から優先的に選出することとしており、今年度は新任や転入の連絡責任者および連絡当番者12名を選出し、4回に分けて訓練を実施した。

(2) 評価体制

訓練責任者および訓練者以外より訓練評価者を選出し、定められた手順通り対応できているかを評価した。

(3) 参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 想定した原子力災害の概要

「添付資料」のとおり。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

(1) 通報訓練

シナリオ非提示型の通報訓練において、連絡責任者および連絡当番者による通報FAXの作成・送信を実施した。なお、社外通報先へのFAX送信および後追い連絡は模擬（社内でのFAX送信およびコントローラへの電話連絡）にて実施した。また、初発SEの通報FAX送信の際に一斉送信先の山口県は送信エラーとなるマルファンクションを付与し、適切に対応ができるか確認した。

(2) 防災訓練（原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練）

伊方発電所3号機にて放射性物質の放出を伴う原子力災害が発生したことを想定し、支援拠点統括責任者の指揮・監督の下、原子力事業所災害対策支援拠点の設置および運営（模擬発電所作業員の入退域処理、車両の汚染検査・除染、電源車の接続・操作および災害対策本部との通信連絡等）を実施した。

7. 訓練結果の概要および評価

「添付資料」のとおり。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

「添付資料」のとおり。

以 上

<添付資料 要素訓練結果の概要>

添付資料－1 通報訓練

添付資料－2 防災訓練（原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練）

通報訓練

２０２５年５月２６日（午後）、参加人数：１５名（訓練者３名、コントローラ１１名および評価者１名）

想定した原子力災害の概要	実施体制 (① 訓練責任者、 ② 訓練者)	評価結果	訓練結果の概要	今後の原子力災害対策に向けた 改善点および反映すべき事項
(シナリオ非提示型として実施) 以下のシナリオ展開に応じた通報連絡対応を実施した。 ○通常運転中の３号機において、ＳＧの細管漏えい（Ａループ）が発生し、プラント停止操作を実施する。 ○プラント停止（モード３整定）後、漏えいＳＧの隔離実施。１次冷却材系統の減圧開始後に漏えい量が増加して安全注入信号が発信する。 ○余熱除去ポンプ２台が故障により停止したことで、原災法１０条事象「原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（SE21）」に該当する。	①安全技術課長 ②連絡責任者１名・ 連絡当番者２名	「良」 ・通報連絡に関して問題となる事項はなかった。	・連絡責任者は、後追い連絡前にブリーフィングを実施し、事象の概要等連絡する情報を整理していた。 ・連絡当番者は、ＦＡＸに必要な情報（モニタ指示値）を当直長に確認してもらうよう、連絡責任者に上申した。 ・連絡当番者は山口県への送信エラーについて連絡責任者に報告し、速やかに山口県に再送した。再送後は後追いにより着信確認が実施された。	・今後も訓練を継続し、対応能力の習熟・向上に努めていく。

通報訓練

２０２５年５月２７日（午後）、参加人数：１５名（訓練者３名、コントローラ１１名および評価者１名）

想定した原子力災害の概要	実施体制 (① 訓練責任者、 ② 訓練者)	評価結果	訓練結果の概要	今後の原子力災害対策に向けた 改善点および反映すべき事項
（シナリオ非提示型として実施） 以下のシナリオ展開に応じた通報連絡対応を実施した。 ○通常運転中の３号機において、格納容器内（Ａループ室）で１次冷却材の漏えいが発生し、プラント停止操作を実施する。 ○プラント停止（モード３整定）後、１次冷却材系統の減圧中に漏えい量が増加して安全注入信号が発信する。 ○高圧注入ポンプ２台が故障により停止したことで、原災法１０条事象「原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（SE21）」に該当する。	①安全技術課長 ②連絡責任者１名・ 連絡当番者２名	「良」 ・ 通報連絡に関して問題となる事項はなかった。	・ 連絡責任者は当直長から「ループ室で煙のような物が見える」との報告に対し、火の有無・煙の色・Ｃ／Ｖサンプ漏えい量等を確認することで、総合的に火災ではなく、一次冷却材の漏えいであることを当直長と相互確認できていた。 ・ 連絡責任者および連絡当番者は後追いの際、社外の質問をホワイトボードに整理し、回答の有無を適切に管理できていた。 ・ 連絡責任者および連絡当番者は抜け防止ツールを用いた最終確認を実施することで、ＦＡＸ文の記載内容や通報連絡先等の抜けはなく、適切に対応した。 ・ 連絡当番者は山口県への送信エラーについて連絡責任者へ報告し、再送を実施した。再送後は後追いにより着信確認が実施された。	・ 今後も訓練を継続し、対応能力の習熟・向上に努めていく。

通報訓練

２０２５年５月３０日（午前）、参加人数：１５名（訓練者３名、コントローラ１１名および評価者１名）

想定した原子力災害の概要	実施体制 (① 訓練責任者、 ② 訓練者)	評価結果	訓練結果の概要	今後の原子力災害対策に向けた 改善点および反映すべき事項
(シナリオ非提示型として実施) 以下のシナリオ展開に応じた通報連絡対応を実施した。 ○通常運転中の３号機において、ＳＧの細管漏えい（Ａループ）が発生し、プラント停止操作を実施する。 ○プラント停止（モード３整定）後、漏えいＳＧの隔離実施。１次冷却材系統の減圧開始後に漏えい量が増加して安全注入信号が発信する。 ○余熱除去ポンプ２台が故障により停止したことで、原災法１０条事象「原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（SE21）」に該当する。	①安全技術課長 ②連絡責任者１名・ 連絡当番者２名	「良」 ・通報連絡に関して問題となる事項はなかった。	・連絡責任者は当直長からプラント停止決定連絡を受けた際、「緊急」と注目させたうえで連絡当番者に情報連携していた。 ・FAX作成を担当していない連絡当番者が送信前のFAX文を確認し、余熱除去ポンプ２台が起動不能であることが分かる記載を追加することを進言した。これにより、SE事象の通報FAX文がより明確となった。 ・連絡当番者は山口県への送信エラーについて連絡責任者へ報告し、速やかな再送ができていた。再送後は後追いにより着信確認が実施された。	・今後も訓練を継続し、対応能力の習熟・向上に努めていく。

通報訓練

２０２５年５月３０日（午後）、参加人数：１５名（訓練者３名、コントローラ１１名および評価者１名）

想定した原子力災害の概要	実施体制 (① 訓練責任者、 ② 訓練者)	評価結果	訓練結果の概要	今後の原子力災害対策に向けた 改善点および反映すべき事項
（シナリオ非提示型として実施） 以下のシナリオ展開に応じた通報連絡対応を実施した。 ○通常運転中の３号機において、格納容器内（Ａループ室）で１次冷却材の漏えいが発生し、プラント停止操作を実施する。 ○プラント停止（モード３整定）後、１次冷却材系統の減圧中に漏えい量が増加して安全注入信号が発信する。 ○高圧注入ポンプ２台が故障により停止したことで、原災法１０条事象「原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（SE21）」に該当する。	①安全技術課長 ②連絡責任者１名・ 連絡当番者２名	「良」 ・ 通報連絡に関して問題となる事項はなかった。	・ 連絡当番者は、今後参集する応援者が正しく状況を理解できるようホワイトボードの内容や時系列を整理しまとめていた。 ・ 連絡責任者の指示によりモニタ指示値の確認時間や変化の有無がホワイトボード上に記載され、対外連絡をするうえで必要な、環境への放射線の影響について意識付けが出来ていた。 ・ 連絡責任者は後追い連絡前のブリーフィングや漏えい量の適切な把握を行っていた。これにより、後追い時の質問にその場で回答でき、宿題事項を残すことなく円滑に通報連絡を実施した。 ・ 連絡当番者は山口県への送信エラーについて連絡責任者へ報告し、再送を実施した。再送後は後追いにより着信確認が実施された。	・ 今後も訓練を継続し、対応能力の習熟・向上に努めていく。

防災訓練（原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練）

1. 訓練の目的

本訓練は、「伊方発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節 1. 社内における訓練」に基づく要素訓練として実施した。

（1）訓練の目的

中期計画、年度計画の目標に基づき、支援拠点活動エリア設置・運営について当該活動の基礎能力強化を図り、実動組織との連携ができる社内体制を構築する。特に今年度の訓練では、当該活動の基礎能力強化を図るため、訓練未経験のグループを含め、すべてのグループ※の実動訓練を実施し、運用の実効性を確認するとともに改善活動（新たな気づき）や良好事例（確認された強み、訓練にて工夫した点）を抽出する。

※支援拠点運営本部、業務支援G、厚生支援G、資材物流G、建築G、放射線個人管理G、放射線資機材管理G、施設防護Gなどの支援拠点運営に係るすべてのグループ

（2）達成目標

伊方発電所3号機での原子力災害発生後2日後から4日後との想定のもと、原子力事業所災害対策支援拠点の設置、運営訓練を行う。

- a. 昨年度までの課題に対し、対策した内容が有効に機能している。（能力の維持）
 - ・昨年度までに訓練で抽出した課題に対して、資機材の追加やマニュアルの見直しを実施しており、実動訓練において期待される事項が実施される。
- b. 円滑な設置および運営ができている。（能力の向上）
 - ・訓練未経験のグループを含め、設置および運営がマニュアルに基づき、問題なく実施できている。
- c. マルフアンクションに対して冷静に必要な対応ができる。（能力の向上）
 - ・マルファンクションに対して、問題を解消または緩和させる措置が実施できている。
 - ・状況に応じて、プレイヤー同士が協力、連携して作業ができている。
- d. 状況に応じた臨機応変な対応ができる。（能力の向上）
 - ・状況に応じて、プレイヤー同士が協力、連携して作業ができている。
- e. 情報共有が密に実施されている。（能力の維持）
 - ・周囲および外部の関係者に適宜通信設備等を用いて情報連絡ができる。

2. 実施日時および対象施設

（1）実施日時

設置訓練：2025年10月23日（木） 13時00分～17時00分

運営訓練：2025年10月24日（金） 8時30分～11時00分

（2）訓練場所

- ・四国電力松山太陽光発電所グラウンド（前線拠点※）
- ・四国電力原子力保安研修所（支援拠点運営本部）

※支援拠点の現地活動（入退域処理、車両汚染検査・除染等）を行うエリア

3. 実施体制、評価体制および参加人数

今回の訓練において実働した要員数は49名であり、当初の計画どおりに活動が実施された。

訓練場所	参加人数	評価者・コントローラ
松山太陽光発電所グラウンド (前線拠点)	43名	7名(社内3名、社外4名)
原子力保安研修所 (支援拠点運営本部)	6名	1名(社内)

4. 想定した原子力災害の概要

伊方発電所3号機にて放射性物質の放出を伴う原子力災害が発生したことを想定し、支援拠点統括責任者の指揮・監督の下、原子力事業所災害対策支援拠点の設置および運営(模擬発電所作業員の入退域処理、車両の汚染検査・除染、電源車の接続・操作および災害対策本部との通信連絡等)を実施した。

発災2日後を想定した支援拠点運営本部(原子力保安研修所)の設置訓練、3日後を想定した前線拠点(松山太陽光発電所グラウンド)の設置訓練、4日後を想定した支援拠点運営本部および前線拠点の運営訓練をそれぞれ実施した。

【凡例：評価】

- ：訓練評価者にて検証内容が確認されたもの
- △：訓練評価者にて検証内容が概ね確認されたもの
- ×：訓練評価者にて検証内容が確認されなかったもの
- －：該当なし

5. 訓練結果の概要および評価

目標設定	達成基準	評価	達成状況・改善点
a. 昨年度までの課題に対し、対策した内容が有効に機能している。(能力の維持)	・昨年度までに訓練で抽出した課題に対して、資機材の追加やマニュアルの見直しを実施しており、実動訓練において期待される事項が実施される。	○	・前線拠点の体制を見直し、前線拠点責任者の役割を新たに追加したことで、拠点全体を統括できるようになり、拠点の設置および運営を円滑に行うことができた。 ・マニュアルに標準レイアウトを記載したことで、拠点レイアウトに関する参加者間のイメージ共有が容易になった。 ・資機材としてトランシーバー、標識を追加したことで、より柔軟な拠点の設置・運営が可能となった。
b. 円滑な設置および運営ができています。(能力の向上)	・訓練未経験のグループを含め、設置および運営がマニュアルに基づき、問題なく実施できている。	○	・訓練未経験のグループを含め、マニュアルに基づいて拠点の設置および運営を問題なく実施できた。 ・記録様式(車両検査票など)の見直しを行い、問題なく使用できることを確認した。 ・従事者指定解除者に対しても、手順どおりにWBC測定等の手続きを実施できていた。
c. マルファンクションに対して冷静に必要な対応ができる。(能力の向上)	・マルファンクションに対して、問題を解消または緩和させる措置が実施できている。	○	・以下のマルファンクションに対して、問題を解消または緩和させる措置が実施できることを確認した。 (1) 前線拠点周辺の通信障害により、社給携帯(iPhone)が使用できない。 (2) 誘導員が体調不良となり、救護が必要となる。 (3) インフルエンザの流行に備え、マスクの確保、必要性を周知する必要が生じる。 (4) 原子保安研修所の資機材保管場所で水たまりが確認される。 (5) 原子力保安研修所の1F窓ガラスが破損していることが確認される。

目標設定	達成基準	評価	達成状況・改善点
(c. 続き)	・状況に応じて、プレイヤー同士が協力、連携して作業ができている。	○	・マルファンクションに対して、以下のとおりプレイヤー同士が協力・連携して作業ができることが確認できた。 (1) 前線拠点から支援拠点運営本部への連絡および相談 (2) プレイヤー同士の役割分担の見直し (3) マルファンクション発生後における作業の継続
d. 状況に応じた臨機応変な対応ができる。 (能力の向上)	・状況に応じて、プレイヤー同士が協力、連携して作業ができている。	○	・前線拠点設置の際、前線拠点責任者の判断のもと、プレイヤー間でテントのサイズを用途に応じて臨機に使い分けることができた。 ・訓練場所の状況（電柱や工事資機材などの障害物）を考慮し、レイアウトの再調整を適切に行っていた。 ・コーンや看板などの標識を用いて、歩行者および車両の動線を明確に示すことができていた。 ・トランシーバーやメガホンを用いて、効率的に状況の共有ができていた。
e. 情報共有が密に実施されている。（能力の維持）	・周囲および外部の関係者に適宜通信設備等を用いて情報連絡ができる。	○	・衛星電話などの通信設備を用いて、適宜情報連絡が実施できていた。

6. 訓練の総合評価

今回想定した原子力災害において、「5. 訓練結果の概要および評価」に示すとおり、中期計画、年度計画の目標に基づき、支援拠点活動エリア設置・運営について、当該活動の基礎能力強化を図り、実動組織との連携ができる社内体制を構築することができた。また、訓練未経験のグループを含め、すべてのグループの実動訓練を実施し、運用の実効性を確認するとともに改善活動（新たな気づき）や良好事例（確認された強み、訓練にて工夫した点）を抽出することができた。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

集約した気づき事項を整理して以下の問題を確認し、改善点を抽出した。

（改善点1）誘導能力およびレイアウト

問題	入域と退域エリアがコーン等で物理的に十分分離できておらず、車両が誤った動線で移動した。
原因	①体制 ・マルファンクションにより体調不良で誘導員が1名少ない状態で運営していたが、事象が発生した場所には誘導員が配置されていたことから体制に問題はないと判断する。 ②知識・経験 ・誘導員が車両動線を明確に理解できておらず、あいまいな車両誘導をしてしまった。 ③手順 ・マニュアルおよび、設置前ブリーフィングに基づき適切にレイアウトを構築できていたものの、動線を示すカラーコーンの配置間隔が広く、車両が物理的に通過できる状態となっていた。 ④資機材 ・事象が発生した場所に看板は配置されていなかったが、レイアウト上の問題であり、資機材の数量は十分であることから、資機材に問題はないと判断する。
改善内容	・運営訓練開始前のブリーフィングにおいて、レイアウト図を用いて「正しい車両動線」および「誤進入しやすい箇所」について誘導員間で認識共有する。 ・誤進入しやすいと思われる箇所には矢印看板を設置するとともに、カラーコーンの間隔を狭くするなどして、物理的に誤進入が発生しにくいレイアウト構築を心掛ける。

(改善点2) 医療キットの管理

問題	原子力事業所災害対策支援拠点用資機材として保管している救急キットの中身について、使用期限が切れているものが含まれていた。(滅菌ガーゼや絆創膏、消毒液など)
原因	①体制 救急キットについて、保管管理・中身の使用期限管理・購入管理といった管理所掌が明確化されていなかった。 ②知識・経験 例年の原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練では、医療支援班が参加する訓練を実施しておらず、救急キットを使用する機会がなかった。しかし、今回、すべてのグループを含めた訓練を実施したことにより、医療支援班が救急キットを使用する機会が生じ、その結果として本事象が抽出できた。 ③手順 マニュアル上に、救急キット中身の使用期限管理に関する記載がなかった。 原子力事業所災害対策支援用資機材の員数管理は委託業者が実施しているが、救急キット中身の個々の使用期限管理までは委託業務の範囲に含めていなかった。 ④資機材 救急キットは必要員数どおり配備されていたものの、中身の使用期限管理が適切に行われていなかった。 また、救急キットの通常保管場所が資機材倉庫であったため管理が難しかった。
改善内容	・救急キットの管理所掌を明確化し、救急キット消耗品の交換についてマニュアルへ反映する。(中身の管理は、社内健康管理センターが実施するよう変更する。) ・委託業務の範囲に救急キット中身の交換作業を含める。 ・救急キットの保管場所を資機材倉庫から原子力保安研修所に変更し、日常的な管理を容易に行えるようにする。

(改善点3) トランシーバーの活用

気付き	原子力事業所災害対策支援拠点設置運営訓練において、初めてトランシーバーを活用した訓練を実施し、拠点内で効率的に状況共有を行うことができた。今後は、複数チャンネルの使用等、より効果的な活用方法について検討を行う。
改善内容詳細	トランシーバーを使用することで、前線拠点責任者と各班長との情報連携がスムーズに行うことができた。 一方で、拠点運営において車両スクリーニング状況の報告など、本来ホットエリア側だけに共有すべき情報がコールドエリア側にも伝達されていた。同様に、コールドエリア側だけに共有すべき情報もホットエリア側にも伝達されており、情報が錯綜して誤認識を招くおそれがある。 このため、今後は複数チャンネルを使い分けるなどして、より効果的なトランシーバー活用方法を検討する。必要に応じてトランシーバーの使用方法をマニュアルに反映する。

以上